

(趣旨)

**第1条** この要綱は、美濃市のイメージキャラクター「うだつくん」（以下「イメージキャラクター」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認届出等)

**第2条** イメージキャラクターの使用について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるイメージキャラクターの意匠を変更及び改変することなく使用する場合は認めるものとする。

- (1) 地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

2 前項の規定によりイメージキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ美濃市イメージキャラクター使用届出書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号及び第2号に該当する場合はこの限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められる場合
- (5) 営業又は販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ市と協議し、承諾を得たものは除く。
- (6) その他、市長が不適切であると判断した場合

4 前項の承諾は、美濃市イメージキャラクター使用届出受理書（別記様式第2号）をもって通知する。

(使用上の遵守事項)

**第3条** イメージキャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (2) イメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 原則として、イメージキャラクターは「美濃市イメージキャラクターうだつくん」と表記すること。

(5) 承諾された用途のみに使用し、市長が付した条件及び指示に従うこと。

(見本品の提出)

**第4条** イメージキャラクターの使用承諾を受けた者は、当該承諾に係る見本品等を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承諾内容の変更の届出)

**第5条** イメージキャラクターの使用承諾を受けた者が、承諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

(承諾の取消し)

**第6条** 市長は、イメージキャラクターの使用がこの要綱又は承諾内容に違反していると認められた場合は、当該承諾を取り消すことができる。

2 前項の承諾の取消しは、美濃市イメージキャラクター使用受理取消通知書（別記様式第3号）をもって通知する。

3 前項の規定により承諾を取り消された者は、使用受理取消の通知があった日以降、当該承諾にかかる物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

**第7条** 前条の規定により、イメージキャラクターの使用承諾を取り消した場合、使用承諾した者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 イメージキャラクターの使用承諾を受けた者が、イメージキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。